ご来院の皆さまへ

紹介状を持たずに外来受診をする患者さんの「選定療養費（特別の料金)」のご案内

2024 年 2 月 1 日より

当院は北海道より「紹介受診重点医療機関」に指定されたことに伴い、選定療養費という費用を患者さんから徴収する制度が義務化されました。厚生労働省の定めた制度に基づき、紹介状なしで病院を受診する患者さんから診察料とは別に、下記の金額をご負担いただくことになりますので、ご理解をお願いいたします。

■**新患・初診**：新患、または初診の患者さんで紹介状（診療情報提供書）の持参がない場合

徴収金額：７，０００円（消費税込み）

■**再　　診**：当院から他医療機関にご紹介したにもかかわらず、当院に再来される場合

徴収金額：３，０００円（消費税込み）

ただし、以下に該当する場合は徴収対象外となります

- ●他医療機関から紹介状（診療情報提供書）をお持ちになった方
- ●国の公費負担制度、特定の障害、特定の疾病などで地方単独の公費負担制度を受給されている方
- ●労働災害、公務災害、交通事故、災害被災者、治験協力者、自費診療の方
- ●無料低額診療制度を利用されている方
- ●救急車で来院された方、夜間休日に受診される方
- ●外来受診の後に、そのまま入院された方
- ●当院他の診療科から院内紹介されて受診する方
- ●各種健康診断の結果により精密検査受診の指示を受けた方

勤医協中央病院　院長